

三重大学教育学部父母連絡会会則

制 定昭、 48、 6、 3
一部改正 昭、 55、 5、 18
一部改正 昭、 57、 5、 23
一部改正 昭、 61、 5、 25
一部改正 平、 11、 5、 16

- 第 1 条 本会は三重大学教育学部父母連絡会と名づけ、その事務所を津市栗真町屋町 1577 三重大学教育学部におく。
- 第 2 条 本会は学部との連絡を密にして学生教養の徹底を期することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達するために左の事業を行なう。
1. 学部と家庭との連絡をはかること。
 2. 学部教官との懇談会をもつこと。
 3. その他。
- 第 4 条 本会は教育学部の父母または保証人で本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
- 第 5 条 本会に左の役員をおく。役員は年度当初の総会において承認を受けなければならない。
1. 会長 1 名会長は評議会が互選する。会長に会務を総理し、会議の議長となる。
 2. 副会長 2 名副会長は評議会が互選する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代る。
 3. 評議会若干名評議会は会長が互選する。評議会は本会の重要な事務を企画立案する。
 4. 幹事若干名幹事は会長が評議会中より委嘱する。幹事は会長の命を受けて重要な事項について諮問に応じる。
 5. 監事若干名監事は評議会が互選する。監事は会計および会務を監事する。
 6. 顧問若干名顧問には学部長、前会長を推戴する。顧問は会長の諮問に応じ、または本会の会議に出席し、意見をのべることができる。
- 第 6 条 役員の任期は一年とする。但し重任は妨げない。
- 第 7 条 本会に事務職員をおく。事務職員は会長の命を受けて会計及び会務を処理する。
- 第 8 条 本会は毎年 5 月総会を開き会務の報告、役員の変更、予算及び重要な事項を決議する。必要により臨時総会を開く。
- 第 9 条 本会の経費には会費及び篤志寄付金を充当する。会費は学生 1 名につき年額 5 千円とし、入学時に 4 ヶ年分を一括納入する。
- 第 10 条 本会は左の如く会計規則を定める。
1. 会費及び篤志寄付金は事務職員がこれを受納し、銀行または郵便局に預け入れその通帳を保管する。
 2. 既納の会費は払い戻さない。
 3. 会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 11 条 本会会則の変更は総会の決議を経なければならない。決議は出席会員の過半数をもって成立する。

付則

1. 三重大学教育学部後援会を三重大学教育学部父母連絡会に改組し、後者は前者の財産を引き継ぐものとする。
2. この会則は昭和 48 年 6 月 3 日より施行する。
3. この会則一部改正は、昭和 56 年 4 月 1 日より適用する。
4. この会則一部改正は、昭和 58 年 4 月 1 日より適用する。
5. この会則一部改正は、昭和 61 年 5 月 25 日より適用する。(名称変更)
6. この会則一部改正は、平成 15 年 5 月 16 日より適用する。